

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 事業年度

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった事実が生じた日等</u>)</p> <p>1 - 2 - 6 .....</p> <p>(1) <u>公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合</u> 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日</p> <p>イ <u>土地改良区が土地改良法第76条(組織変更)の規定により一般社団法人に組織変更をした場合(同法第76条の6第1項(組織変更の効力の発生等)に規定する効力発生日において、非営利型法人に該当し、かつ、収益事業を行う場合に限る。)</u> 当該効力発生日</p> <p>ロ <u>土地改良区が同法第76条の11(組織変更)の規定により認可地縁団体(地方自治法第260条の2第7項(地縁による団体)に規定する認可地縁団体をいう。以下1-2-6において同じ。)に組織変更をした場合(土地改良法第76条の14第1項(組織変更の効力の発生等)に規定する効力発生日において収益事業を行う場合に限る。)</u> 当該効力発生日</p> <p>(2) <u>公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合</u> 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日</p> <p>イ <u>土地改良区が同法第76条の規定により一般社団法人に組織変更をした場合(同法第76条の6第1項に規定する効力発生日において非営利型法人に該当しない場合に限る。)</u> 当該効力発生日</p>	<p>(<u>公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった事実が生じた日等</u>)</p> <p>1 - 2 - 6 .....</p> <p>(1) <u>公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合</u> 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ㄩ ……………</p> <p>△ ……………</p> <p>三 ……………</p> <p>ホ 法別表第二に掲げる商工組合（以下1-2-6において「非出資商工組合」という。）が法別表第三に掲げる商工組合（以下1-2-6において「出資商工組合」という。）に移行することとなった場合等、公益法人等（農業協同組合連合会を除く。<u>(3)三</u>において同じ。）が協同組合等（農業協同組合連合会を除く。<u>(3)三</u>において同じ。）に該当することとなった場合 移行の登記の日</p> <p>△ ……………</p> <p>ト ……………</p> <p><u>(3)</u> ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ 生産森林組合が森林組合法第100条の19（<u>組織変更</u>）の規定により認可地縁団体に組織変更をした場合 同法第100条の23第1項（<u>組織変更の効力の発生等</u>）に規定する効力発生日</p> <p>ヘ 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が農業協同組合法第77条（<u>一般社団法人への組織変更</u>）の規定により一般社団法人に組織変更をした場合（同法第78条第2項第6号に規定する効力発生日において<u>非営利型法人</u>に該当する場合に限る。） 当該効力発生日</p> <p>ト ……………</p>	<p>イ ……………</p> <p>ㄩ ……………</p> <p>△ ……………</p> <p>三 法別表第二に掲げる商工組合（以下1-2-6において「非出資商工組合」という。）が法別表第三に掲げる商工組合（以下1-2-6において「出資商工組合」という。）に移行することとなった場合等、公益法人等（農業協同組合連合会を除く。<u>(2)三</u>において同じ。）が協同組合等（農業協同組合連合会を除く。<u>(2)三</u>において同じ。）に該当することとなった場合 移行の登記の日</p> <p>ホ ……………</p> <p>△ ……………</p> <p><u>(2)</u> ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ 生産森林組合が地方自治法第260条の2第7項（<u>地縁による団体</u>）に規定する認可地縁団体に組織変更することとなった場合 森林組合法第100条の23第1項（<u>組織変更の効力の発生等</u>）に規定する効力発生日</p> <p>ヘ 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が農業協同組合法第77条（<u>一般社団法人への組織変更</u>）の規定により一般社団法人に組織変更をした場合（同法第79条第1項に規定する効力発生日において、<u>令第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件の全て</u>に該当する場合に限る。） 当該効力発生日</p> <p>ト ……………</p>

改 正 後	改 正 前
チ .....	チ .....

## 二 その他

改 正 後	改 正 前
<p><u>(該当することとなる日等)</u></p> <p>1-8-1 法人が1-2-6《公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった事実が生じた日等》の(1)イ若しくはロ、(2)イからトまで又は(3)イからチまでに掲げる場合に該当する場合において、法第14条《事業年度の特例》の規定以外の規定を適用するときの当該規定における「該当することとなる日」又は「該当することとなった日」については、1-2-6の取扱いを準用する。</p>	<p><u>(その事実が生じた日)</u></p> <p>1-8-1 1-2-6《公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった事実が生じた日等》の(1)イからへまで及び(2)イからチまでに掲げる場合において、法第14条《事業年度の特例》の規定以外の規定を適用する場合における「その事実が生じた日」については、1-2-6の取扱いを準用する。</p>

## 三 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品等から短期売買商品等以外の資産への変更)</p> <p>2-1-21の13 法第61条第5項《短期売買商品等のみなし譲渡》の「短期売買商品等の売買を行う業務の全部を廃止したとき」とは、反復継続して行う短期売買商品等(同条第1項に規定する暗号資産(以下2-3-67の5までにおいて「暗号資産」という。)を除く。以下2-1-21の13において同じ。)の売買を主たる業務として又は従たる業務として営んでいる法人が、その業務を行っている事業所、部署等の撤収、廃止等をし、当該法人が当該業務そのものを</p>	<p>(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品等から短期売買商品等以外の資産への変更)</p> <p>2-1-21の13 法第61条第5項《短期売買商品等のみなし譲渡》の「短期売買商品等の売買を行う業務の全部を廃止したとき」とは、反復継続して行う短期売買商品等(同条第1項に規定する暗号資産(以下2-3-65までにおいて「暗号資産」という。)を除く。以下2-1-21の13において同じ。)の売買を主たる業務として又は従たる業務として営んでいる法人が、その業務を行っている事業所、部署等の撤収、廃止等をし、当該法人が当該業務そのものを行わな</p>

改 正 後	改 正 前
<p>行わないこととした場合をいうのであるから、単に、保有する短期売買商品等の売却を行わないこととした場合は、これに該当しないことに留意する。</p> <p>(暗号資産信用取引に係る現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2-1-21の14 法第61条第8項(《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》)に規定する暗号資産信用取引の方法により暗号資産の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法による決済を行ったときは、当該取引に係る譲渡損益の額は、当該決済に係る約定が成立した日に計上する。</p> <p>(暗号資産信用取引に係る利益相当額等の外貨換算)</p> <p>2-1-49 法第61条第8項(《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》)に規定する利益の額又は損失の額に相当する金額の円換算は、当該事業年度終了の日の13の2-1-2(《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》)に定める電信売買相場の仲値による。ただし、継続適用を条件として、当該利益の額に相当する金額については13の2-1-2に定める電信買相場、当該損失の額に相当する金額については13の2-1-2に定める電信売相場によることができるものとする。</p>	<p>いこととした場合をいうのであるから、単に、保有する短期売買商品等の売却を行わないこととした場合は、これに該当しないことに留意する。</p> <p>(暗号資産信用取引に係る現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2-1-21の14 法第61条第7項(《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》)に規定する暗号資産信用取引の方法により暗号資産の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法による決済を行ったときは、当該取引に係る譲渡損益の額は、当該決済に係る約定が成立した日に計上する。</p> <p>(暗号資産信用取引に係る利益相当額等の外貨換算)</p> <p>2-1-49 法第61条第7項(《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》)に規定する利益の額又は損失の額に相当する金額の円換算は、当該事業年度終了の日の13の2-1-2(《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》)に定める電信売買相場の仲値による。ただし、継続適用を条件として、当該利益の額に相当する金額については13の2-1-2に定める電信買相場、当該損失の額に相当する金額については13の2-1-2に定める電信売相場によることができるものとする。</p>

#### 四 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(暗号資産信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</p> <p>2-3-62 法第61条第1項(《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》)</p>	<p>(暗号資産信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</p> <p>2-3-62 法第61条第1項(《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計算に当たり、<u>同条第8項</u>に規定する暗号資産信用取引の方法により暗号資産の売付け又は買付けを行う者が、他の者（当該暗号資産信用取引に関し、当該売付け又は買付けを行う者に対して信用を供与する者に限る。以下2-3-62において同じ。）に支払う又は他の者から支払を受ける次に掲げるものは、それぞれ次による。ただし、売買委託手数料の額に相当する金額を除き、これらのものを売付けに係る対価の額（<u>令第118条の6第10項</u>（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）に規定する暗号資産の売付けに係る対価の額をいう。以下2-3-62において同じ。）又は買付けに係る対価の額（<u>令第118条の6第10項</u>に規定する暗号資産の買付けに係る対価の額をいう。以下2-3-62において同じ。）に含めず、その発生に応じ収益又は費用として益金の額又は損金の額に算入している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(1) 売付けを行う者が他の者から支払を受ける金利に相当する額は、売付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(2) 売付けを行う者が他の者に支払う買委託手数料及びいわゆる品貸料の額は、買付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(3) 買付けを行う者が他の者に支払う買委託手数料及び金利に相当する額は、買付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(4) 買付けを行う者が他の者から支払を受けるいわゆる品貸料の額は、売付けに係る対価の額に含める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9款 短期売買商品等の取得価額</b></p> <p><u>（発行のために要した費用の額に含まれないものの例示）</u></p>	<p>に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計算に当たり、<u>同条第7項</u>に規定する暗号資産信用取引の方法により暗号資産の売付け又は買付けを行った者が、当該暗号資産信用取引に関し、暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第2条第7項（定義）に規定する暗号資産交換業を行う者をいう。以下2-3-65までにおいて同じ。）に支払う又は暗号資産交換業者から支払を受ける次に掲げるものは、それぞれ次による。ただし、売買委託手数料の額に相当する金額を除き、これらのものを売付けに係る対価の額（<u>令第118条の6第9項</u>（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）に規定する暗号資産の売付けに係る対価の額をいう。以下2-3-62において同じ。）又は買付けに係る対価の額（<u>令第118条の6第9項</u>に規定する暗号資産の買付けに係る対価の額をいう。以下2-3-62において同じ。）に含めず、その発生に応じ収益又は費用として益金の額又は損金の額に算入している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(1) 売付けを行った者が暗号資産交換業者から支払を受ける金利に相当する額は、売付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(2) 売付けを行った者が暗号資産交換業者に支払う買委託手数料及びいわゆる品貸料の額は、買付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(3) 買付けを行った者が暗号資産交換業者に支払う買委託手数料及び金利に相当する額は、買付けに係る対価の額に含める。</p> <p>(4) 買付けを行った者が暗号資産交換業者から支払を受けるいわゆる品貸料の額は、売付けに係る対価の額に含める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9款 短期売買商品等の取得価額</b></p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2-3-62 の 2</u> 次に掲げるような費用の額は、令第 118 条の 5 第 2 号(短期売買商品等の取得価額)の「発行のために要した費用の額」に含まれない。</p> <p>(1) <u>資金調達</u>の目的で暗号資産を発行する法人が、当該暗号資産の発行に係る計画の設計(いわゆるホワイトペーパーの作成を含む。)等のために他の者へ支払うコンサルタント料、相談料又は顧問料</p> <p>(2) <u>自己が発行する暗号資産につき、令第 118 条の 7 第 2 項第 1 号(時価評価をする暗号資産の範囲)の措置をとるために要する費用又は同項第 2 号の信託財産とするために要する費用</u></p> <p>(暗号資産信用取引及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される暗号資産の取得価額)</p> <p><u>2-3-63</u> 法第 61 条第 10 項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)又は法第 61 条の 5 第 3 項(デリバティブ取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合における益金算入等)の規定の適用がある場合において、その取得した暗号資産の取得価額は、<u>令第 118 条の 5 第 3 号(短期売買商品等の取得価額)</u>の規定に基づき、当該取得の時ににおけるその暗号資産の取得のために通常要する価額(当該暗号資産の取得の時ににおける価額にいわゆる受渡決済に伴って新たに支出する委託手数料その他の費用の額を加算した金額をいう。)となることに留意する。</p> <p>(棚卸資産の評価方法の選定等に係る取扱いの準用)</p> <p><u>2-3-64</u> .....</p> <p>(1) 令第 118 条の 6 第 4 項(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)の規定の適用に当たっては、5-2-12(評価方法の選定単位の細分)の取扱い(事業所別の評価方法の選定に係る取扱</p>	<p>(暗号資産信用取引及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される暗号資産の取得価額)</p> <p><u>2-3-63</u> 法第 61 条第 9 項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)又は法第 61 条の 5 第 3 項(デリバティブ取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合における益金算入等)の規定の適用がある場合において、その取得した暗号資産の取得価額は、<u>令第 118 条の 5 第 2 号(短期売買商品等の取得価額)</u>の規定に基づき、当該取得の時ににおけるその暗号資産の取得のために通常要する価額(当該暗号資産の取得の時ににおける価額にいわゆる受渡決済に伴って新たに支出する委託手数料その他の費用の額を加算した金額をいう。)となることに留意する。</p> <p>(棚卸資産の評価方法の選定等に係る取扱いの準用)</p> <p><u>2-3-64</u> .....</p> <p>(1) 令第 118 条の 6 第 3 項(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)の規定の適用に当たっては、5-2-12(評価方法の選定単位の細分)の取扱い(事業所別の評価方法の選定に係る取扱</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いに限る。)を準用する。</p> <p>(2) 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法について変更承認申請書の提出があった場合における<u>同条第7項</u>の規定の適用に当たっては、5-2-13(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)の取扱いを準用する。</p> <p>(一時的に必要な暗号資産を取得した場合の取扱い)</p> <p><b>2-3-65 令第118条の6第6項</b>(<u>短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等</u>)に規定する一時的に必要な暗号資産を取得する場合とは、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に、その暗号資産(種類の異なる暗号資産との交換にあっては、その有する暗号資産又はその種類の異なる暗号資産)がいずれの暗号資産交換業者(<u>資金決済に関する法律第2条第15項(定義)に規定する暗号資産交換業を行う者をいう。</u>)においても、本邦通貨及び外国通貨(以下2-3-65において「本邦通貨等」という。)と直接交換することができないこと(種類の異なる暗号資産との交換にあっては、その有する暗号資産とその種類の異なる暗号資産とが直接交換することができないことを含む。)から、本邦通貨等(種類の異なる暗号資産との交換にあっては、その種類の異なる暗号資産)と直接交換することが可能な他の暗号資産を介在して取引を行うため、一時的に当該他の暗号資産を有することが必要となる場合をいうことに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(<u>技術的措置の意義</u>)</p> <p><b>2-3-67の2 規則第26条の10各号</b>(<u>時価評価をしない暗号資産の要件</u>)</p>	<p>いに限る。)を準用する。</p> <p>(2) 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法について変更承認申請書の提出があった場合における<u>同条第6項</u>の規定の適用に当たっては、5-2-13(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)の取扱いを準用する。</p> <p>(一時的に必要な暗号資産を取得した場合の取扱い)</p> <p><b>2-3-65 令第118条の6第5項</b>(<u>短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等</u>)に規定する一時的に必要な暗号資産を取得する場合とは、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に、その暗号資産(種類の異なる暗号資産との交換にあっては、その有する暗号資産又はその種類の異なる暗号資産)がいずれの暗号資産交換業者においても、本邦通貨及び外国通貨(以下2-3-65において「本邦通貨等」という。)と直接交換することができないこと(種類の異なる暗号資産との交換にあっては、その有する暗号資産とその種類の異なる暗号資産とが直接交換することができないことを含む。)から、本邦通貨等(種類の異なる暗号資産との交換にあっては、その種類の異なる暗号資産)と直接交換することが可能な他の暗号資産を介在して取引を行うため、一時的に当該他の暗号資産を有することが必要となる場合をいうことに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の要件のいずれにも該当する措置は、例えば、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>自己が発行し、かつ、保有する暗号資産に対し、ロックアップコード（あらかじめ定められた特定の条件の成立まで対象となる暗号資産の移転を不能にする条件式をいう。以下2-3-67の3において同じ。）のうち一定期間の経過がその特定の条件として定められているもの（当該ロックアップコードを変更できる権能を持ついわゆる特権IDを設定していないものに限る。）の設定をする措置</u></p> <p>(2) <u>自己が発行し、かつ、保有する暗号資産の移転を可能にするために必要な条件として複数の秘密鍵を設定し、それらの秘密鍵を関係者（同条第2号に規定する発行人等の同号に規定する役員等及び同号イからニまでに掲げる者をいう。以下2-3-67の2において同じ。）以外の者を含む複数の者でそれぞれ管理することにより、当該関係者のみによっては当該暗号資産を移転することができないようにする措置（譲渡制限期間（同条第1号の期間をいう。以下2-3-67の5までにおいて同じ。）が定められているものに限る。）</u></p> <p><u>(注) 実質的にいつでも解除をすることが可能となっているような措置は、同号の要件に該当しないのであるから留意する。</u></p> <p><u>（一定期間の経過以外の条件により譲渡制限を付した場合の取扱い）</u></p> <p><u>2-3-67の3 法人が、ロックアップコードの設定をする措置により自己が発行し、かつ、保有する暗号資産に対し譲渡制限（法第61条第2項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）の譲渡についての制限その他の条件をいう。以下2-3-67の5までにおいて同じ。）を付す場合において、当該譲渡制限が解除される条件を一定期間の経過以外の条件のみとしているときであっても、その条件がその成立におおむね1月を超える期間を要すると見込ま</u></p>	<p>(新 設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p>れるものである場合の当該ロックアップコードは、<u>2-3-67 の2(1)《技術的措置の意義》の「一定期間の経過がその特定の条件として定められているもの」に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(継続して譲渡制限が付されているものとして取り扱う期間)</u></p> <p><u>2-3-67 の 4 法人が発行し、かつ、保有する暗号資産に対しその発行の時から令第 118 条の 7 第 2 項第 1 号（時価評価をする暗号資産の範囲）の措置がとられている場合において、例えば、次に掲げる場合の当該暗号資産については、当該措置の解除がされてから法人が再度当該措置をとるまでの期間（おおむね 1 月以内の期間に限る。）は継続して当該措置がとられているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 資金調達環境の変化その他の事情により譲渡制限期間が経過する前にその暗号資産の一部を譲渡する必要が生じたことにより、一度全ての暗号資産について当該措置を解除し、当該解除の後に譲渡をしない暗号資産について改めて当該措置をとる必要がある場合（その暗号資産の一部の譲渡をする必要が生じたことについての経緯を明らかにする書類の保存がある場合に限る。）</u></p> <p><u>(2) 2-3-67 の 2(2)《技術的措置の意義》の措置により譲渡制限を付した暗号資産について、譲渡制限期間が経過する前に一部の秘密鍵につき紛失又は盗難等による流出があったこと等譲渡制限の安定的な維持が困難になったことにより、当該措置の解除をして改めて当該措置をとる必要がある場合（その譲渡制限の安定的な維持が困難になった経緯を明らかにする書類の保存がある場合に限る。）</u></p> <p><u>(特定自己発行暗号資産に該当しなくなった時)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2-3-67 の 5 法第 61 条第 7 項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)の「その該当しないこととなった時」は、例えば、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める時となることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>令第 118 条の 7 第 2 項第 1 号(時価評価をする暗号資産の範囲)の措置がとられている特定自己発行暗号資産(法第 61 条第 2 項に規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下 2-3-67 の 5 において同じ。)について、次に掲げる区分のいずれかに該当する場合 その特定自己発行暗号資産が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める時</u></p> <p>イ <u>譲渡制限期間が経過したもの その譲渡制限期間が経過した時</u></p> <p>ロ <u>2-3-67 の 3(一定期間の経過以外の条件により譲渡制限を付した場合の取扱い)の取扱いの適用があるもの 譲渡制限が解除される条件が成立した時</u></p> <p>(注) <u>2-3-67 の 4(1)(継続して譲渡制限が付されているものとして取り扱う期間)の場合におけるその譲渡をする暗号資産については、2-3-67 の 4(1)による解除の時を本文(1)イに定める時として取り扱う。</u></p> <p>(2) <u>令第 118 条の 7 第 2 項第 2 号の受益者等が同号の信託財産とされている特定自己発行暗号資産の給付を受けた場合 その給付を受けた時</u></p>	

五 災害損失金

改 正 後	改 正 前
<p>(災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付)</p> <p>12-2-9 .....</p>	<p>(災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付)</p> <p>12-2-9 .....</p>

改 正 後				
災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書				
		当 期	繰 入 額	付 表
災 害 の あ っ た 日	1	・ ・ ・	当 期 繰 入 額	5
繰 入 限 度 額 の 計 算	2	円	繰 入 限 度 額 (4)	6
費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2			
保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3		繰 入 限 度 超 過 額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7
繰 入 限 度 額 (2) - (3)	4		期 末 災 害 損 失 特 別 勘 定 残 高 (5) - (7)	8
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細				
被災資産の明細	名称及び種類又は共通費用の費目			
	被災資産の所在地			
	構造、設備の種類及び細目			
	事業の用に供した年月日	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
価 値 の 減 少 額	被災資産の帳簿価額	円	円	円
	被災資産の価額			
	価 値 の 減 少 額 (9) - (10)			
修 繕 費 用 の 比 額	翌期以後の修繕費用等の見積額			
	円取得価額等			
	繰 入 限 度 額			
	被災資産の価額			
	差 引 見 積 額 (14) - (15)			
	費用の見積額 (10)、(12)又は(12)のうち多い額			
	翌期以後の保険金等の額			

改 正 前				
災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書				
		当 期	繰 入 額	付 表
災 害 の あ っ た 日	1	・ ・ ・	当 期 繰 入 額	5
繰 入 限 度 額 の 計 算	2	円	繰 入 限 度 額 (4)	6
費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2			
保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3		繰 入 限 度 超 過 額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7
繰 入 限 度 額 (2) - (3)	4		期 末 災 害 損 失 特 別 勘 定 残 高 (5) - (7)	8
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細				
被災資産の明細	名称及び種類又は共通費用の費目			
	被災資産の所在地			
	構造、設備の種類及び細目			
	事業の用に供した年月日	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
価 値 の 減 少 額	被災資産の帳簿価額	円	円	円
	被災資産の価額			
	価 値 の 減 少 額 (9) - (10)			
修 繕 費 用 の 比 額	翌期以後の修繕費用等の見積額			
	円取得価額等			
	繰 入 限 度 額			
	被災資産の価額			
	差 引 見 積 額 (14) - (15)			
	費用の見積額 (10)、(12)又は(12)のうち多い額			
	翌期以後の保険金等の額			

改 正 後	改 正 前
<b>災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の記載の仕方</b>	<b>災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の記載の仕方</b>
<p>1 この明細書は、法人が、災害のあった日の属する<u>事業年度</u>において、法人税基本通達 12-2-6《災害損失特別勘定の設定》に定めるところにより、被災資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に記載します。</p> <p>(注) 法人が、災害のあった日の属する中間申告期間につき仮決算による中間申告をする場合において、災害損失特別勘定への繰入れをするときにもこの明細書を記載します。</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(3) .....</p>	<p>1 この明細書は、法人が、災害のあった日の属する<u>事業年度等</u>（法人税法第 13 条《<u>事業年度の意義</u>》及び第 14 条《<u>事業年度の特例</u>》並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 14 条《<u>みなし事業年度</u>》に規定する事業年度並びに令和 2 年旧法人税法第 15 条の 2 《<u>連結事業年度の意義</u>》に規定する<u>連結事業年度</u>をいいます。）において、法人税基本通達 12-2-6《災害損失特別勘定の設定》又は<u>廃止前の連結納税基本通達</u>（以下「旧連結納税基本通達」といいます。）20-2-12《<u>災害損失特別勘定の設定</u>》に定めるところにより、被災資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に記載します。</p> <p><u>なお、連結法人については、災害損失特別勘定への繰入れをする連結法人ごと</u>にこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「<u>法人名</u>」の括弧の中に記載してください。</p> <p>(注) 法人が、災害のあった日の属する中間申告期間につき仮決算による中間申告又は<u>連結中間申告</u>をする場合において、災害損失特別勘定への繰入れをするときにもこの明細書を記載します。</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(3) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ 「翌期以後の修繕費用等の見積額 12」には、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が<u>令和5年4月1日</u>である場合には、<u>令和6年4月1日</u>）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、当期末の翌日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。</p> <p>(イ) .....</p> <p>(ロ) .....</p> <p>(ハ) .....</p> <p>(ニ) .....</p> <p>(ホ) .....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>2 法人税基本通達7-7-2《有姿除却》の適用を受けた資産については、上記(イ)、(ロ)及び(ホ)に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。</p> <p>3 .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>ニ .....</p> <p>ホ .....</p> <p>へ .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付)</p> <p>12-2-11 .....</p>	<p>イ 「翌期以後の修繕費用等の見積額 12」には、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が<u>平成31年4月1日</u>である場合には、<u>令和2年4月1日</u>）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、当期末の翌日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。</p> <p>(イ) .....</p> <p>(ロ) .....</p> <p>(ハ) .....</p> <p>(ニ) .....</p> <p>(ホ) .....</p> <p>(注)1 .....</p> <p>2 法人税基本通達7-7-2《有姿除却》又は旧連結納税基本通達6-7-2《有姿除却》の適用を受けた資産については、上記(イ)、(ロ)及び(ホ)に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。</p> <p>3 .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>ニ .....</p> <p>ホ .....</p> <p>へ .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付)</p> <p>12-2-11 .....</p>

改 正 後										
災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書										
		事業年度	・ ・	法人名						付表
災害のあった日	1	・ ・	翌	期	首	現	在	額	9	円
同上の日から1年を経過する日	2	・ ・	期	当	修繕等をした場合の取崩額	10				
修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度	3	・ ・	期	期	同上以外の場合による取崩額	11				
当期益金算入額	4	円	額	の	計	12				
	5				差引期末現在額	(9)-(12)				
	6		計	算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	14				
	7				当期中において益金の額に算入すべき金額	(8)				
	8		算		期末災害損失特別勘定残高	(13)-(14)-(15)				
当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細										
被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目									
	被災資産の所在地									
	構造、設備の種類及び細目									
修繕等の工事の名称等	17									
同上の修繕等の工事期間	18	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	円
同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額	19	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同上のうち当期において損金の額に算入した金額	20									

改 正 前										
災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書										
		事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名						付表
災害のあった日	1	・ ・	翌	期	首	現	在	額	9	円
同上の日から1年を経過する日	2	・ ・	期	当	修繕等をした場合の取崩額	10				
修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度等	3	・ ・	期	期	同上以外の場合による取崩額	11				
当期益金算入額	4	円	額	の	計	12				
	5				差引期末現在額	(9)-(12)				
	6		計	算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	14				
	7				当期中において益金の額に算入すべき金額	(8)				
	8		算		期末災害損失特別勘定残高	(13)-(14)-(15)				
当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細										
被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目									
	被災資産の所在地									
	構造、設備の種類及び細目									
修繕等の工事の名称等	17									
同上の修繕等の工事期間	18	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	円
同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額	19	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同上のうち当期において損金の額に算入した金額	20									

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載の仕方</b></p> <p>1 この明細書は、法人が、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法第15条の2(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度を含みます。)後の事業年度において、<u>法人税基本通達12-2-10(災害損失特別勘定の益金算入)</u>に定めるところにより、災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合に記載します。</p> <p>2 .....</p> <p>3 「同上の日から1年を経過する日2」には、「1」欄に記載した日から1年を経過する日(例えば、災害のあった日が<u>令和5年4月1日</u>である場合には、<u>令和6年4月1日</u>)を記載します。</p> <p>4 「修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度3」には、「2」欄に記載された日の属する事業年度(以下「<u>1年経過事業年度</u>」といいます。)終了の日までに「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長)に提出した場合に、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度(以下「<u>修繕完了事業年度</u>」といいます。)を記載します。</p>	<p style="text-align: center;"><b>災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載の仕方</b></p> <p>1 この明細書は、法人が<u>法人税基本通達12-2-10(災害損失特別勘定の益金算入)</u>又は廃止前の連結納税基本通達(以下「旧連結納税基本通達」といいます。)20-2-16(災害損失特別勘定の益金算入)に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度等(法人税法第13条(事業年度の意義)及び第14条(事業年度の特例)並びに所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法(以下「<u>令和2年旧法人税法</u>」といいます。))第14条(みなし事業年度)に規定する事業年度並びに令和2年旧法人税法第15条の2(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいいます。以下同じ。)後の事業年度等において災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合に記載します。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、連結法人については、災害損失特別勘定の取崩しをする連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。</u></p> <p>2 .....</p> <p>3 「同上の日から1年を経過する日2」には、「1」欄に記載した日から1年を経過する日(例えば、災害のあった日が<u>平成31年4月1日</u>である場合には、<u>令和2年4月1日</u>)を記載します。</p> <p>4 「修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度等3」には、「2」欄に記載された日の属する事業年度等(以下「<u>1年経過事業年度等</u>」といいます。)終了の日までに「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長)に提出した場合に、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等(以下「<u>修繕完了事業年度等</u>」といいます。)を記載します。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>5 「修繕等をした場合の取崩額4」には、当期が<u>1年経過事業年度（修繕完了事業年度の確認を受けた場合には、修繕完了事業年度。以下「最終取崩事業年度」といいます。）</u>前の<u>事業年度</u>である場合に、「20」欄の合計額を記載します。</p> <p>6 「同上のうち保険金等により補填された金額5」には、災害損失特別勘定への繰入れをした<u>事業年度の終了の日の翌日から当期末までに</u>、被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「4」欄の修繕費用等の額に充てた金額を記載します。</p> <p>7 「<u>最終取崩事業年度</u>における取崩額6」には、当期が<u>最終取崩事業年度</u>である場合に、前期の期末災害損失特別勘定残高（「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄又は「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「16」欄の金額をいいます。以下同じ。）を記載します。</p> <p>8 .....</p> <p>(1) 当期が<u>最終取崩事業年度</u>である場合 .....</p> <p>(2) 当期が<u>最終取崩事業年度前</u>の<u>事業年度</u>である場合 ..... .....</p> <p>(注) .....</p> <p>9 .....</p> <p>10 .....</p> <p>11 .....</p> <p>12 .....</p> <p>13 「当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の</p>	<p>5 「修繕等をした場合の取崩額4」には、当期が<u>1年経過事業年度等（修繕完了事業年度等の確認を受けた場合には、修繕完了事業年度等。以下「最終取崩事業年度等」といいます。）</u>前の<u>事業年度等</u>である場合に、「20」欄の合計額を記載します。</p> <p>6 「同上のうち保険金等により補填された金額5」には、災害損失特別勘定への繰入れをした<u>事業年度等の終了の日の翌日から当期末までに</u>、被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「4」欄の修繕費用等の額に充てた金額を記載します。</p> <p>7 「<u>最終取崩事業年度等</u>における取崩額6」には、当期が<u>最終取崩事業年度等</u>である場合に、前期の期末災害損失特別勘定残高（「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄又は「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「16」欄の金額をいいます。以下同じ。）を記載します。</p> <p>8 .....</p> <p>(1) 当期が<u>最終取崩事業年度等</u>である場合 .....</p> <p>(2) 当期が<u>最終取崩事業年度等前</u>の<u>事業年度等</u>である場合 ..... .....</p> <p>(注) .....</p> <p>9 .....</p> <p>10 .....</p> <p>11 .....</p> <p>12 .....</p> <p>13 「当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の</p>



改 正 後	改 正 前
<p>明細」の各欄は、当期が最終取崩事業年度前の事業年度である場合に、次により記載します。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) 「同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額 19」には、「18」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額（見積額を含みます。）を記載します。</p> <p>なお、修繕費用等とは、法人税基本通達 12-2-7（災害損失特別勘定の繰入限度額）の(2)に掲げる費用をいいます。</p> <p>(4) .....</p> <p>（災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式）</p> <p>12-2-13 .....</p>	<p>明細」の各欄は、当期が最終取崩事業年度等前の事業年度等である場合に、次により記載します。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) 「同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額 19」には、「18」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額（見積額を含みます。）を記載します。</p> <p>なお、修繕費用等とは、法人税基本通達 12-2-7（災害損失特別勘定の繰入限度額）の(2)又は旧連結納税基本通達 20-2-13（災害損失特別勘定の繰入限度額）の(2)に掲げる費用をいいます。</p> <p>(4) .....</p> <p>（災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式）</p> <p>12-2-13 .....</p>

改 正 後

付表

 年月日 国税局長 税務署長 殿		災害損失特別勘定の益金算入時期 の延長確認申請書		整理番号	
		納税地 (フリガナ) 法人名等	〒 電話( ) -		
		法人番号 (フリガナ)			
		代表者氏名			
		代表者住所			
		事業種目	業		
災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が 自 年 月 日 至 年 月 日 事業年度終了の日までに完了できない事 情にあり、法人税基本通達12-2-12(修繕等が認められた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に基づき、被災 資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度をもって1年経過事業年度とすることを申請します。					
被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 事業年度					
当期末の災害損失特別勘定の残高	1	円	当期中において益金の額に算入 すべき金額 (1)-(2)	3	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額) (8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失 特別勘定残高 (1)-(3)	4	
翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細					
被災資産	名称及び種類 又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地 構造、設備の 種類及び科目				
	翌期以後に完了する と見込まれる修繕等 の工事の名称等	5			
	同上の修繕等の工事期間	6			
	同上の修繕等の工事 に係る翌期以後の 修繕費用等の見込額	7	円	円	円
	翌期以後の保険金等の額	8			
送 届 士 署 名					
送届業者 地所欄	部門	決算期	業務 番号	郵便 番号	通 信 日 付 年 月 日 番 号

改 正 前

付表

 年月日 国税局長 税務署長 殿		災害損失特別勘定の益金算入時期 の延長確認申請書		整理番号	
		納税地 (フリガナ) 法人名等	〒 電話( ) -		
		法人番号 (フリガナ)			
		代表者氏名			
		代表者住所			
		事業種目	業		
通 信 日 付	(フリガナ) 法人名等	〒 電話( ) -	整理番号		
	本店又は支店 事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目	〒 電話( ) -	部 門 決 算 期 業 務 番 号 整 理 番 号 回 信 先 <input type="checkbox"/> 親 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 <input type="checkbox"/> 直 寄 署		
災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が 自 年 月 日 至 年 月 日 事業年度終了の日までに完了できない事 情にあり、法人税基本通達12-2-12(修繕等が認められた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)及び国税通達 基本通達20-2-18(修繕等が認められた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に基づき、被災資産の修繕等が完了すると 見込まれる日の属する下記の事業年度をもって1年経過事業年度とすることを申請します。					
被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 事業年度					
当期末の災害損失特別勘定の残高	1	円	当期中において益金の額に算入 すべき金額 (1)-(2)	3	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額) (8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失 特別勘定残高 (1)-(3)	4	
翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細					
被災資産	名称及び種類 又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地 構造、設備の 種類及び科目				
	翌期以後に完了する と見込まれる修繕等 の工事の名称等	5			
	同上の修繕等の工事期間	6			
	同上の修繕等の工事 に係る翌期以後の 修繕費用等の見込額	7	円	円	円
	翌期以後の保険金等の額	8			
税 理 士 署 名					
送届業者 地所欄	部門	決算期	業務 番号	郵便 番号	通 信 日 付 年 月 日 番 号

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の記載の仕方</b></p> <p>1 この延長確認申請書は、災害損失特別勘定への繰入れをした法人が、<u>1年経過事業年度</u>（災害のあった日から1年を経過する日の属する<u>事業年度</u>をいいます。以下同じ。）終了の日までに、<u>法人税基本通達12-2-12《修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例》</u>に定めるところにより<u>修繕完了事業年度</u>（被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する<u>事業年度</u>をいいます。以下同じ。）をもって<u>1年経過事業年度</u>とすることを申請する場合に記載します。</p> <p>なお、<u>1年経過事業年度</u>終了の日までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした<u>修繕完了事業年度</u>に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。</p> <p>2 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する<u>事業年度</u>」には、当期が<u>1年経過事業年度</u>に該当し、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により当期末までに完了しないため、当期末において災害損失特別勘定の残額</p>	<p style="text-align: center;"><b>災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の記載の仕方</b></p> <p>1 この延長確認申請書は、<u>法人税基本通達12-2-12《修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例》</u>又は<u>廃止前の連結納税基本通達20-2-18《修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例》</u>に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした法人（<u>連結子法人</u>にあつては、<u>当該連結子法人に係る連結親法人</u>）が、<u>1年経過事業年度等</u>（災害のあった日から1年を経過する日の属する<u>事業年度等</u>（<u>法人税法第13条《事業年度の意義》</u>及び第14条《<u>事業年度の特例</u>》並びに<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）</u>による改正前の<u>法人税法</u>（以下「<u>令和2年旧法人税法</u>」）といいます。）第14条（<u>みなし事業年度</u>）に規定する<u>事業年度</u>並びに<u>令和2年旧法人税法第15条の2《連結事業年度の意義》</u>に規定する<u>連結事業年度</u>をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）終了の日までに、<u>これらの通達</u>に定めるところにより<u>修繕完了事業年度等</u>（被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する<u>事業年度等</u>をいいます。以下同じ。）をもって<u>1年経過事業年度等</u>とすることを申請する場合に記載します。</p> <p>なお、<u>1年経過事業年度等</u>終了の日までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした<u>修繕完了事業年度等</u>に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。</p> <p>2 「<u>連結子法人</u>」欄には、この申請の対象が<u>連結子法人</u>である場合における当該<u>連結子法人</u>の「<u>法人名等</u>」、「<u>本店又は主たる事務所の所在地</u>」、「<u>代表者氏名</u>」、「<u>代表者住所</u>」及び「<u>事業種目</u>」を記載してください。</p> <p>3 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する<u>事業年度等</u>」には、当期が<u>1年経過事業年度等</u>に該当し、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により当期末までに完了しないため、当期末において災害損失特別勘定の残</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額をいいます。以下同じ。)を有している場合において、所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長)の確認を受けようとする<u>修繕完了事業年度</u>を記載します。</p> <p>(1) <u>被災事業年度</u>において災害損失特別勘定に繰り入れた金額</p> <p>(2) <u>被災事業年度終了の日の翌日から当期末まで</u>において被災資産等に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除します。)</p> <p><u>3</u> .....</p> <p><u>4</u> 「修繕費用等の見込額2」には、<u>1年経過事業年度終了の日の翌日から修繕完了事業年度終了の日までに</u>支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「7」欄の合計額から「8」欄の合計額を控除した金額を記載します。</p> <p><u>5</u> .....</p> <p><u>6</u> .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) 「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額7」には、<u>1年経過事業年度終了の日の翌日から修繕完了事業年度終了の日までに</u>支出することが見込まれる「6」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。</p> <p>.....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p>	<p>額(次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額をいいます。以下同じ。)を有している場合において、所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長)の確認を受けようとする<u>修繕完了事業年度等</u>を記載します。</p> <p>(1) <u>被災事業年度等</u>において災害損失特別勘定に繰り入れた金額</p> <p>(2) <u>被災事業年度等終了の日の翌日から当期末まで</u>において被災資産等に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除します。)</p> <p><u>4</u> .....</p> <p><u>5</u> 「修繕費用等の見込額2」には、<u>1年経過事業年度等終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに</u>支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「7」欄の合計額から「8」欄の合計額を控除した金額を記載します。</p> <p><u>6</u> .....</p> <p><u>7</u> .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) 「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額7」には、<u>1年経過事業年度等終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに</u>支出することが見込まれる「6」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。</p> <p>.....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p>

改 正 後	改 正 前
ニ ..... ホ ..... (4) 「翌期以後の保険金等の額 8」には、 <u>1 年経過事業年度</u> 終了の日の翌日以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填される金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額（災害損失特別勘定への繰入れをした <u>事業年度</u> 終了の日の翌日以後に収受した保険金等のうち「7」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。 <u>7</u> ..... <u>8</u> .....	ニ ..... ホ ..... (4) 「翌期以後の保険金等の額 8」には、 <u>1 年経過事業年度等</u> 終了の日の翌日以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填される金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額（災害損失特別勘定への繰入れをした <u>事業年度等</u> 終了の日の翌日以後に収受した保険金等のうち「7」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。 <u>8</u> ..... <u>9</u> .....

## 六 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
(再生手続開始の決定に準ずる事実等) 12-3-1 令第 117 条の 3 第 4 号《再生手続開始の決定に準ずる事実等》に規定する「前条第 1 号又は第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事実 <sup>1</sup> に準ずる事実」とは、次に掲げる事実をいう。 (1) 令第 117 条の 2 第 1 号《民事再生等の場合の債権の範囲》及び令第 117 条の 3 第 1 号から第 3 号までに掲げる事実以外において法律の定める手続による資産の整理があったこと。 (2) ..... (3) .....	(再生手続開始の決定に準ずる事実等) 12-3-1 令第 117 条の 3 第 3 号《再生手続開始の決定に準ずる事実等》に規定する「前条第 1 号又は前 2 号に掲げる事実 <sup>2</sup> に準ずる事実」とは、次に掲げる事実をいう。 (1) 令第 117 条の 2 各号《民事再生等の場合の債権の範囲》並びに令第 117 条の 3 第 1 号及び第 2 号に掲げる事実以外において法律の定める手続による資産の整理があったこと。 (2) ..... (3) .....

改 正 後	改 正 前
<p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12-3-2 .....</p> <p>ただし、当該金額が、当該確定申告書に添付する法人税申告書別表七(一)の「欠損金の損金算入等に関する明細書」に控除未済欠損金額として記載されるべき金額に満たない場合には、当該控除未済欠損金額として記載されるべき金額による。</p>	<p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12-3-2 .....</p> <p>ただし、当該金額が、当該確定申告書に添付する法人税申告書別表七(一)の「欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書」に控除未済欠損金額として記載されるべき金額に満たない場合には、当該控除未済欠損金額として記載されるべき金額による。</p>

## 七 資産の時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(最初通算事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)</p> <p>12の7-3-2 .....</p> <p>(注) .....</p> <p>1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>4 措置法第66条の13第8項(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)</p>	<p>(最初通算事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)</p> <p>12の7-3-2 .....</p> <p>(注) .....</p> <p>1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>4 措置法第66条の13第8項(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)</p>

## 八 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(収益事業の所得の運用)</p> <p>15-1-7 .....</p>	<p>(収益事業の所得の運用)</p> <p>15-1-7 .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>㊦ この場合、公益法人等（人格のない社団等並びに非営利型法人、<u>特定労働者協同組合（労働者協同組合法第 94 条の 3 第 2 号（認定の基準）に規定する特定労働者協同組合をいう。以下 15－2－4 において同じ。）及び規則第 22 条の 4 各号（一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）</u>）に掲げる法人を除く。）のその区分経理をした金額については、法第 37 条第 5 項（<u>寄附金の損金不算入</u>）の規定の適用がある。</p>	<p>㊦ この場合、公益法人等（人格のない社団等並びに非営利型法人及び規則第 22 条の 4 各号に掲げる法人を除く。）のその区分経理をした金額については、法第 37 条第 5 項（<u>公益法人等のみなし寄附金</u>）の規定の適用がある。</p>

## 九 収益事業に係る所得の計算等

改 正 後	改 正 前
<p>（公益法人等のみなし寄附金）</p> <p>15－2－4 公益法人等（非営利型法人、<u>特定労働者協同組合及び規則第 22 条の 4 各号（一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）</u>）に掲げる法人を除く。）が収益事業に属する金銭その他の資産につき収益事業以外の事業に属するものとして区分経理をした場合においても、その一方において収益事業以外の事業から収益事業へその金銭等の額に見合う金額に相当する元入れがあったものとして経理するなど実質的に収益事業から収益事業以外の事業への金銭等の支出がなかったと認められるときは、当該区分経理をした金額については法第 37 条第 5 項（<u>寄附金の損金不算入</u>）の規定の適用がないものとする。</p> <p>㊦ 人格のない社団等並びに非営利型法人、<u>特定労働者協同組合及び規則第 22 条の 4 各号に掲げる法人</u>が収益事業に属する資産につき収益事業以外の事業に属するものとして区分経理をした場合においても、その区分経理をした金額については同項の規定の適用はないことに留意する。</p>	<p>（公益法人等のみなし寄附金）</p> <p>15－2－4 公益法人等（非営利型法人及び規則第 22 条の 4 各号に掲げる法人を除く。）が収益事業に属する金銭その他の資産につき収益事業以外の事業に属するものとして区分経理をした場合においても、その一方において収益事業以外の事業から収益事業へその金銭等の額に見合う金額に相当する元入れがあったものとして経理するなど実質的に収益事業から収益事業以外の事業への金銭等の支出がなかったと認められるときは、当該区分経理をした金額については法第 37 条第 5 項（<u>公益法人等のみなし寄附金</u>）の規定の適用がないものとする。</p> <p>㊦ 人格のない社団等並びに非営利型法人及び規則第 22 条の 4 各号に掲げる法人が収益事業に属する資産につき収益事業以外の事業に属するものとして区分経理をした場合においても、その区分経理をした金額については同項の規定の適用はないことに留意する。</p>

十 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦)</p> <p>16-3-13 当該事業年度における令第141条の3第6項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務の償還差損益)に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含み、令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)に規定する負債の利子を除く。以下16-3-13において同じ。)の額(以下16-3-14までにおいて「共通利子の額」という。)については、内国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次により国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の額)の規定の例により計算した金額によるものとし、法人が税効果会計を適用している場合において、確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額を含むことに留意する。</p>	<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦)</p> <p>16-3-13 当該事業年度における令第141条の3第6項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務の償還差損益)に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含み、令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)に規定する負債の利子を除く。以下16-3-13において同じ。)の額(以下16-3-14までにおいて「共通利子の額」という。)については、内国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次により国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の額)の規定の例により計算した金額による。</p>



改 正 後	改 正 前
<p>4 (2)の算式の「自己資本の額」は、<u>当該貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸借対照表に計上されている法第2条第22号(定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</u></p> <p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦)</p> <p>16-3-19の4 当該事業年度における令第141条の8第2項(<u>その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算</u>)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務の償還差損益)に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む。以下16-3-19の4において同じ。)の額(以下16-3-19の5までにおいて「共通利子の額」という。)については、内国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次によりその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>④1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の額)の規定の例により計算した金額によるものとし、法人が税効果会計を適用している場合において、<u>確定した決算に</u></p>	<p>4 (2)の算式の「自己資本の額」は、<u>確定した決算に基づく貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸借対照表に計上されている法第2条第22号(定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</u></p> <p>(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦)</p> <p>16-3-19の4 当該事業年度における令第141条の8第2項(<u>共通費用の額の配分</u>)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務の償還差損益)に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む。以下16-3-19の4において同じ。)の額(以下16-3-19の5までにおいて「共通利子の額」という。)については、内国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次によりその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>④1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の額)の規定の例により計算した金額による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>基づく貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額を含むことに留意する。</u></p> <p>4 (2)の算式の「自己資本の額」は、<u>当該貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸借対照表に計上されている法第2条第22号(定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</u></p>	<p>4 (2)の算式の「自己資本の額」は、<u>確定した決算に基づく貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸借対照表に計上されている法第2条第22号(固定資産の定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</u></p>

十一 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5 .....</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> <p>1 .....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>ニ .....</p> <p>ホ .....</p> <p>へ .....</p>	<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5 .....</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> <p>1 .....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>ニ .....</p> <p>ホ .....</p> <p>へ .....</p>

改 正 後	改 正 前
ト .....	ト .....
チ .....	チ .....
リ <u>株式分配（租税特別措置法第 68 条の 2 の 2 第 1 項（認定株式分配に係る課税の特例）の規定の適用により株式分配に該当するもの（以下「認定株式分配」といいます。）を除きます。）又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第 4 条の 3 第 6 項第 1 号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割（分割法人が分割により交付を受ける法第 2 条第 12 号の 9 イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。）を除きます。）</u> 「株式保有関係 6」、「 <u>関連事業 9</u> 」、「事業規模 10」及び「支配株主の株式の保有状況 12」の各欄	リ 株式分配又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第 4 条の 3 第 6 項第 1 号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割（分割法人が分割により交付を受ける法第 2 条第 12 号の 9 イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。）を除きます。） 「株式保有関係 6」、「事業規模 10」及び「支配株主の株式の保有状況 12」の各欄
ヌ <u>認定株式分配 「株式保有関係 6」のうち、該当する条項及び間接保有の各欄並びに「関連事業 9」、「事業規模 10」及び「支配株主の株式の保有状況 12」の各欄</u>	
ル .....	ヌ .....
2 .....	2 .....
3 .....	3 .....
4 .....	4 .....
5 .....	5 .....
6 .....	6 .....
7 .....	7 .....
イ .....	イ .....
(注) <u>提出対象法人が認定株式分配に係る現物分配法人である場合には、その現</u>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>物分配法人が保有するその認定株式分配に係る完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じ。）の株式の数がその完全子法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合を記載します。</u></p> <p>ロ ……………</p> <p>8 ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ 株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>ホ ……………</p> <p>へ ……………</p> <p>9 ……………</p> <p>10 ……………</p> <p>11 ……………</p> <p>12 ……………</p> <p>13 ……………</p>	<p>ロ ……………</p> <p>8 ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ 株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人 <u>（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じ。）</u> のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</p> <p>ホ ……………</p> <p>へ ……………</p> <p>9 ……………</p> <p>10 ……………</p> <p>11 ……………</p> <p>12 ……………</p> <p>13 ……………</p>

十二 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p><b>(負債の利子の額の配賦)</b></p> <p><b>20-5-10の2</b> 恒久的施設を有する外国法人の当該事業年度における法第142条第3項第2号(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)に規定する「共通するこれらの費用」の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務の償還差損益)に規定する満たない部分の金額のうち当該事業年度の費用の額として金銭債務の償還期間(当該金銭債務に係る債務者となった日から当該金銭債務に係る償還の日までの期間をいう。)に応じて合理的に計算された金額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含み、法第142条の5第1項(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)に規定する負債の利子を除く。)の額(以下20-5-10の2において「共通利子の額」という。)については、外国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次により恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>④1 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、確定した決算に基づく外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額につき、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の額)の規定の例により計算した金額によるものとし、外国法人が税効果会計を適用している場合において、当該貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額を含むことに留意する。</p> <p>2 .....</p>	<p><b>(負債の利子の額の配賦)</b></p> <p><b>20-5-10の2</b> 恒久的施設を有する外国法人の当該事業年度における法第142条第3項第2号(共通費用の額の配分)に規定する「共通するこれらの費用」の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務の償還差損益)に規定する満たない部分の金額のうち当該事業年度の費用の額として金銭債務の償還期間(当該金銭債務に係る債務者となった日から当該金銭債務に係る償還の日までの期間をいう。)に応じて合理的に計算された金額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含み、法第142条の5第1項(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)に規定する負債の利子を除く。)の額(以下20-5-10の2において「共通利子の額」という。)については、外国法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次により恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>④1 (1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、確定した決算に基づく外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額につき、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の額)の規定の例により計算した金額による。</p> <p>2 .....</p>